

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年1月19日 政策調整会議
開 催 日 時	平成27年1月19日（月） 午前9時16分から 午前11時1分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	田中副市長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、田中議会総務課長（内田議会事務局長代理）、谷井学校教育部長、渡辺学校教育部次長兼教育総務課長（谷井学校教育部長代理）、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 金子教育指導課長、滝田同課長補佐、三木同課指導主事 （担当課2） 猪股福祉部次長兼こども未来課長 （担当課3） 村山財産管理課長、宇野同課主幹兼課長補佐、木田同課財産管理係長 （担当課4） 堤田長寿はつらつ課長、二河同課専門員兼高齢者支援係長、藤原同課介護保険係長 （担当課5） 塩野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、中村同課長補佐、丸山同課都市計画係長、同課同係石原主査 （事務局） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任
会 議 内 容	1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案） 2 朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案） 3 朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案） 4 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案） 5 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案） 6 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案） 7 朝霞市景観条例（案）

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）概要</li> <li>・朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）</li> <li>・朝霞市いじめ問題専門員会条例（案）概要</li> <li>・朝霞市いじめ問題専門員会条例（案）</li> <li>・朝霞市いじめ問題調査員会条例（案）概要</li> <li>・朝霞市いじめ問題調査員会条例（案）</li> <li>・朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案）概要</li> <li>・朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案）</li> <li>・【資料】公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進</li> <li>・朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）の概要</li> <li>・朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）</li> <li>・朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）の概要</li> <li>・朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）</li> <li>・議案の概要【朝霞市景観条例】</li> <li>・朝霞市景観条例（案）</li> <li>・朝霞市景観規則（案）</li> <li>・朝霞市景観計画（骨子案）</li> </ul>												
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限            年）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px; width: 50%;">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td style="padding: 2px; width: 50%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去  <input type="checkbox"/>会議録の確認後    か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限            年）		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録													
<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限            年）													
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月												
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁													
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>													

【議題】

- 1 朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）について
- 2 朝霞市いじめ問題専門委員会条例（案）について
- 3 朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）について

【説明】

（担当課 1：金子）

平成25年9月28日に施行された国のいじめ防止対策推進法に基づき、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例、朝霞市いじめ問題専門委員会条例、朝霞市いじめ問題調査委員会条例の3案について、本年の3月議会に上程し、平成27年度より施行したいと考えている。

まず一つ目、朝霞市いじめ問題対策連絡協議会条例についてであるが、本条例は、国のいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、関係する機関及び団体との連携を推進し、市内の小・中学校におけるいじめ防止等を図ることを目的としているものである。

所掌事務については、第3条において、いじめの防止等のために必要な事項の連絡調整や、関係する機関および団体との連携等、4点を挙げている。本条例案では、本協議会がいじめ防止対策推進法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定に係る事務も担当するため、条例により教育委員会の附属機関として設置する。

構成委員については20名以内とし、具体的には副市長を会長に、関係する市長部局、教育委員会、及び外部機関として、朝霞警察署・所沢児童相談所・市内小中学校・人権擁護委員会・朝霞市P連会からの代表を予定している。任期については、2年以内とする。

本協議会の事務を担当する部局については、第9条において、協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理するとした。

なお、第1回はいじめ問題対策連絡協議会で、まずは朝霞市いじめ防止基本方針の策定にむけ、そのプロセス等も含めて検討する。

次に、朝霞市いじめ問題専門委員会条例について、本条例は、国のいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づいて制定するものである。

朝霞市いじめ問題専門委員会は、先ほどの朝霞市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもと、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に設置する外部専門家等からなる附属機関である。

それと同時に、この委員会は、学校における対策の指導や教育委員会自らの相談・通報の受付や事案対処を行い、いじめ防止対策推進法第28条で規定する、いわゆる重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、事実関係を明確にする調査も担当する。

この委員会は5名以内の組織とし、学識経験者、精神科医、臨床心理士、その他必要な専門知識を有する者で構成される。委員の委嘱は教育委員会が行い、こちらの任期も2年以内としている。

また庶務の担当も、第9条において教育委員会事務局とした。

(担当課2：猪股)

朝霞市いじめ問題調査委員会条例（案）について説明する。こども未来課が事務局となる予定のいじめ問題調査委員会については、いじめ問題専門委員会が行なった重大事態に対する調査結果の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めたとき、再調査を行なう付属機関として、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、設置するものである。

概要としては、第1条により、設置、組織及び運営等、朝霞市いじめ問題調査委員会に関する事項を定めることを目的としている。

第2条により、いじめ防止対策推進法第30条第2項を設置根拠としている。

なお、第3条により、いじめ問題調査委員会は、市長の要請に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査結果に対して調査を行い、その結果を市長に報告することとしている。

第4条により、いじめ問題調査委員会は委員3人以内で組織することとしている。委員構成は、学識経験者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱することとしている。内訳として、学識経験を有する者については、朝霞市いじめ問題専門委員会の委員との重複を避けるため、また、重大事態の内容に柔軟にできるよう、弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等を想定している。市長が必要と認める者については、重大事態に関わる児童等の保護者から委員候補者として依頼があった方などを想定している。

任期については、市長が再調査の必要があったときに設置する機関とすることから、市長が委員を委嘱した日から調査結果を市長に報告する日までとしている。

庶務については、福祉部こども未来課で処理することとしている。

#### 【意見等】

(佐藤市民環境部長)

いじめ問題対策連絡協議会条例の第4条の委員構成について、条例案と概要が一致していないので修正願いたい。また、各号の人数について、表記する必要はないか。

いじめ問題専門委員会条例についても、第4条の委員構成が条例案と概要が一致していない。構成員の内訳についても伺いたい。

(担当課1：金子)

いじめ問題対策連絡協議会の委員構成については、副市長の他、市長部局においては総務部から人権庶務課長、福祉部からこども未来課長、健康づくり部から健康づくり課長にお願いしたいと考えている。外部機関については、朝霞警察署、所沢児童相談所、小・中学校校長会、教頭会、人権擁護委員会、保護者代表として朝霞市PTA連合会を

考えている。その他として、教育委員会より学校教育部長、生涯学習部長、教育総務課長、教育管理課長、生涯学習・スポーツ課長、教育指導課長を考えている。表記については、20人以内としているが、合計すると17人となるので、整合性を図る必要があり、ご指摘のとおり修正する必要があるかと考える。

いじめ問題専門委員会については、第4条で掲げる者の他、弁護士の方を入れる必要があると考えている。第1号から第4号までで4職種の方に声掛けをすることとなるが、学識経験者として、教育心理の専門家などから2名をお願いすることも考えているので2人との表記に修正したいと思う。

(担当課2：猪股)

調査委員会について、構成を3人以内とした理由であるが、この調査委員会は再調査機関としているので、いじめ問題専門委員会での調査結果を受けたものに対し再度調査するとの意味で、5人は必要ないと考えた。

構成員の内訳として、学識経験者としては、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家などを、市長が必要と認める者としては、例えば保護者より要望があった者を推薦できるようにしている。事案によって異なると考えているので、柔軟に対応できるようにしていきたいと考えている。

(島村生涯学習部長)

調査委員会条例について、構成員を3人としているが、他の市町村においてはほとんどが5人としており、なおかつ構成の内訳がはっきりと記載されている。例えば深谷市では、弁護士、精神保健医師、学識経験者、心理、福祉の専門家、警察官と記載がある。

説明では、専門委員会ですべて5人としているので、調査委員会では3人としたことであつたが、一度調査をした案件に対して再度調査をかける別組織であることから、本当に3人でよいのかどうか考える必要があるのではないかと。そして、構成について明記した方が分かりやすいと思うのだが。

(担当課2：猪股)

他市の条例について確認したところ、専門委員会と調査委員会が同数のところもあれば差異のあるところもあり、検討の結果3人としたところである。構成については、外部から見て分かりやすいように再度検討したい。

(小林総務部長)

調査委員会が専門委員会での調査結果を再度調査する機関である性質からして、調査委員会と専門委員会の委員の職種が同じでは、専門委員会は調査結果に疑いをかけられるような感覚ではないか。

(三田福祉部長)

専門委員会での調査結果について、問題となった部分のみを再調査する機関であるので、その意味では人数が絞られてもよいのではと考えている。問題となった点に対する専門分野から委員を選びたいと考えており、初めから専門分野を指定したくないとの考えであり、あえて学識経験者としている。

また、対象となった児童の保護者が不服申立てをした際に立ち上げる機関であり、保護者の想いを受け止めることができるよう、どの分野からも選任できるようにあえてのこ

の表記としている。

なお、再調査で同じ分野の専門家へ依頼した際、受けてもらえるとは限らない点も踏まえて、ある程度人数を絞り込む必要があるのではないかと考えている。

(柳原都市建設部長)

対策連絡協議会についてであるが、法務局を入れる考えがあるか。

(担当課 1 : 金子)

市長部局、教育委員会以外からの委員構成としては、朝霞警察署、所沢児童相談所、人権擁護委員から選出したいと考えているので、現在のところ法務局を入れることは考えていない。

(柳原都市建設部長)

もともといじめ防止対策推進法の第 14 条第 1 項の規定に基づいて設置ができるので、構成員についても限定列挙されている中から選択することができるものと解釈してよろしいか。

(担当課 1 : 金子)

その解釈で結構である。

(細沼会計管理者)

対策連絡協議会設置までのスケジュールについて伺いたい。また、第 9 条について、教育委員会の前に朝霞市との文言があるが、それは削除してもよいのではないか。

(担当課 1 : 金子)

文言については、そのとおり修正したい。

スケジュールについてであるが、いじめ防止基本方針の策定を義務づけられているのは国と学校であり、地方公共団体については努力義務とされており、法定手続きについても法律上の規定がなく、厚生労働省の説明においても各自治体において決定し最終判断することとの説明である。

(薮塚健康づくり部長)

委員の任期について、専門委員会条例では委員が欠けた場合の残任期間とするとしているが、調査委員会条例については定めがなくてよいか。

また、過半数の出席で会議を開くことができるとしているが、委員を 2 人指名した場合、1 人でも開くことができるのか伺いたい。

(担当課 2 : 猪股)

委員が欠けた場合について、改めて委員を委嘱することが可能なので、あえて規定を設けなかった。

また、会議の開催については全員出席が望ましいと考えている。

(三田福祉部長)

再調査機関であるので、常置ではなく、再調査が終わるまでが任期となる。

会議開催についても、再調査であり速やかに調査を進めるという視点に立っており、決を採ることを目的とはしていない。このことから、過半数の出席があれば、調査を進め、報告を受けることができるとしている。

なお、3 人の過半数とは、2 人ではなく 3 人である。

(佐藤市民環境部長)

では、第7条の第2項、第3項の過半数については、全員出席などとしなくてよいか。

(小林総務部長)

趣旨からして、3人に絞っていることから、全員出席が望ましいと言えるのではないかな。

(佐藤市民環境部長)

この条例の真意からすると、同じく7条第3項、意見が割れたときに委員長の決するところによると規定するのもどうだろうか。

(田中副市長)

その他、意見はあるか。

(細沼会計管理者)

対策連絡協議会の構成で、委員に副市長が入っている理由と、副市長を会長に充てるとしている理由を伺いたい。

(田中副市長)

また、このいじめ問題については、対象が市内小・中学校の児童・生徒に絞られているが、いじめ防止対策推進法に則っているのだとしても、条例では、市の独自の考えで幅を持たせることもできることから、市の姿勢として、なぜ市内小・中学校の児童・生徒に限るのかという理由を明確にしてほしい。

一方、調査委員会は、再調査を行う言わば第三者委員会であり、対策連絡協議会、専門委員会とは切り離れた独自調査を行う機関であると位置づけられるのだから、どこの諮問委員会なのか、市の附属機関なのか、それとも教育委員会の附属機関なのか、よく考えてほしい。

(担当課1：金子)

対策連絡協議会と専門委員会については、教育委員会の附属機関である。

(田中副市長)

それであるならば、市の特別職が執行することは好ましくないのではないかな。教育委員会が束ねるということであればしっくりくるのだが、いかがかな。

(担当課1：金子)

近隣市の条例で見ると、対策連絡協議会の座長を互選としているところが草加市、新座市、伊奈市、加須市、深谷市、他県であるが横浜市、教育委員会の事務局委員が座長となっているのが、志木市、上尾市、副市長を座長としているのが戸田市、さいたま市、日高市、熊谷市、幸手市である。

考えとしては、教育委員会以外にお願いすることが望ましいのではというところである。

(田中副市長)

教育委員会の附属機関なら、教育部局で束ねないと無責任だとの見方もある。教育部局が教育のためのいじめの対策を打っている中でネットワークを作り、専門委員会で対策を練ってもらうというのであれば、教育が表に出てこないのはいかがかな。

(小林総務部長)

いじめ防止対策推進法は、どことどのような形でもよいので協力して連携するようにとの内容となっている。専門委員会は教育委員会の附属機関とするとされているが、対策連絡協議会については規定されていない。他市でも座長が教育長であったり副市長であったりと、ばらつきがある状況。ただ、本市ではどのように考えるかについて、はっきりさせておかなければならない。

(柳原都市建設部長)

対策連絡協議会については、地方公共団体は設置することができる、また、対策連絡協議会も専門委員会も教育委員会の附属機関であるとのことだが、法律の第30条には、教育委員会の附属機関から市長が行政の長として報告を受け、再調査の必要があるときは行政側の附属機関としての調査委員会に、教育委員会から独立した立場として、行政の目でその報告が適正であったかを調査する、との意味で独立性が保たれるとの仕組みになっている。

それを踏まえた上で、私の意見としては、教育委員会の附属機関を束ねるのが副市長では、独立性の意味での危惧がある。

(谷井学校教育部長)

埼玉県では、委員長を副市長で充てている。本市がどのようなスタンスで副市長を充てるのか、という点が大事だと思っている。児童・生徒ということで、義務教育課程の市立の小・中学校を対象としているが、私立、県立に通う子どももおり、幼稚園、保育園に通う子どももいるという中で、市内在住の子どもたちをいじめ問題から守る方策を検討するという意味で、座長には副市長を充てると考えていきたいとご理解いただきたい。

(田中副市長)

全ての関係機関が連携しようという意図であれば、市の附属機関に位置づけたほうがすっきりするのではないかな。その上で、事務局を教育総務課、教育指導課が担当することもできるのではないかな。

教育委員会の附属機関と位置づけるのであれば、教育委員会から諮問された事項に対して審議することとなり、教育委員会の考え方に沿って活動することとなる。

全ての関係機関が連携しようという意図であれば、市長の諮問に応ずる組織として構成すべきではないかな。

逆に、専門委員会については、あくまで教育理念に基づいていじめ問題に取り組むということであれば教育委員会の附属機関でよいと考える。教育的観点からいじめ問題に立ち向かう、との考え方である。

(担当課1：金子)

対策連絡協議会を教育委員会の附属機関とした理由としては、基本方針の策定を所掌事務の一つとしており、策定の経緯を考えたときに教育委員会の附属機関とするべきではないかとの考えで進めている。

(三田福祉部長)

対策連絡協議会は、いじめ問題対策推進法の第14条より、附属機関としては市長部局だと捉えられる。

これに対し調査委員会は、第28条等より、学校の設置者等は附属機関を設け、とあ

るので、こちらは教育委員会の附属機関であると考えられる。

その調査が客観的な第三者の調査でなければならない、とのことで本市の場合には市長部局で構成するというのが一番スムーズであると考えている。

また、第5条で副会長を学校教育部長とするとしているが、第4条の第5項には学校教育部長が委員となるとは明記していない。よって、ここは訂正が必要ではないか、さらに、会長職については互選とすることがよいのではないかと考えている。

(佐藤市民環境部長)

第4条に市長が委嘱するとあるが、そうすると教育委員会の附属機関ではないのではないか。

(三田福祉部長)

確かに、その点について整理されていない。

市内小・中学校に留めるかどうかについて、意見を伺いたい。

(田中副市長)

いじめ事例が保育園、幼稚園で出たときに、この条例に適用しないと行って対応しないと言えるのか。原則としては市立の小・中学校を中心に、とするのであっても、子ども相談室に市外に通学する子どもの保護者や卒業生が来ても柔軟に対応してきたのと同様に、柔軟に対応していくとの考えは必要である。受け皿として、児童福祉法から対応することもできるのであって、柔軟な対応は可能である。

(柳原都市建設部長)

法律の第31条以下には、都道府県に報告するとされているが、その仕組みを説明しておかなければならないのではないか。

(田中副市長)

仮に都道府県が所管するとしても、市内在住の子どもに起こったことに市が関わらないというわけにはいかないはずである。実務上は、話を聞いたうえで一緒に県に行くというような対応を取りたい。

その他意見はないか。

これらの案件については、教育指導課とこども未来課で再度調整の上で、再度2月の政策調整会議にかけることとする。

## 【結果】

- ・担当課で調整し修正の上で、次回政策調整会議において再度審議する。

## 4 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案）について

## 【説明】

(担当課：村山)

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定を行うために、附属機関として検討委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定によ

りこの条例案を提案するもの。

まず、公共施設等総合管理計画について説明する。公共施設等の老朽化対策が大きな課題となるであろうことは市としても認識をしており、平成23年度スタートの第4次行政改革大綱において、ファシリティマネジメントの導入を重点改革項目として位置づけ、所管ごとにばらばらであった建物に関するデータの集約化と分析を行い、昨年10月に公共施設白書としてまとめたところである。国においても、以前から課題認識はあったようだが、具体的な動きとしては、平成24年12月に起きた笹子トンネルの事故後においてである。

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方、地方公共団体の財政状況は依然厳しい状況にあること。また、人口減少等により今後の公共施設等の利用状況が変化していくことがこの取組の背景としてある。

国では、この取組の中で、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、イメージ図にあるインフラ長寿命化基本計画を平成25年11月に策定し、平成26年4月に公共施設等総合管理計画の策定を地方公共団体に要請した。

管理計画の内容としては、地方公共団体が所有するインフラを含めた全ての公共施設を対象に、公共施設等の現況及び将来の見通として、財政状況や人口動態などを記述するほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、統合、更新、長寿化に関する基本的な考え方や総量に関する数値目標などについて、市町村の実情に応じて定めるもの。

今回の計画は、施設管理に関する基本的な考え方や総量に関する数値目標を内容とするので、個別の施設について、廃止や統合を検討するものではない。

条例の内容としては、主な所掌事務は、公共施設等総合管理計画の策定に関することである。

組織及び構成委員は、委員は10名以内で、市の議会の議員2名、知識経験を有する者3名、市が関係する団体の代表者2名、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民3名、内訳としては立候補1名、名簿登載2名を予定している。

委員の任期については、委嘱の日を5月頃予定し、その日から計画を策定する日までとしており、施行年月日は平成27年4月1日からと考えている。

策定方法としては、関係部署の課長で構成されている庁内検討委員会でたたき台を作成し、それを附属機関の検討委員会に順次示し、意見を伺いながら、また、委員会としての意見がある程度まとまった段階で、市民への出前講座や市民説明会での意見、パブリックコメントを行いたいと考えているが、そこでの意見などを踏まえながら、平成28年1月を目途に、委員会としての提言をいただきたいと考えている。その後、政策調整会議や庁議などの手続きを踏み、平成28年3月までに、市として計画の策定を行う予定である。

【意見等】

(島村生涯学習部長)

委員の構成であるが、管理計画の知識経験者が3名とあるがどのような方をお願いするのか、さらに、市が関係する団体の代表者とあるがどのような団体かを伺いたい。

(担当課：宇野)

現在のところ、知識経験者としては公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会の池田専務理事に、もう1名については池田専務理事の推薦、もう1名は東洋大学ライフデザイン学部の教授をお願いする予定である。

市が関係する団体としては、自治会連合会より1名、朝霞市文化スポーツ振興公社より1名を予定している。

(三田福祉部長)

個別施設の統廃合を決めるものではないとのことだが、具体的にはどのような内容であるか。例えば、保育園の数を決めたりはするのか。

(担当課：村山)

施設の数を決めるかどうかは今後の審議によるが、総床面積をどの程度にするのかについてモデル計画に記載があり、これは最低限必要だと考えている。

昨年10月に発行した朝霞市公共施設白書の中では、長寿命化で20年延ばすことや、財源が不足している場合は総床面積を10%、20%減らすとどうなるか、施設の更新や大規模修繕にどのくらいの財源を充てられるかをシミュレーションして掲げているが、その辺りとの兼ね合いを見ながら決めていくこととなる。

(内田監査委員事務局長)

財政負担の軽減という視点で、統廃合は当然考えられることであるが、総床面積というアバウトな定めで市民の方などの理解を得られるのか。また、統廃合の方向性を示したときに、施設を所管する課との調整はどのように行うのか。

(担当課：村山)

総合管理計画については平成27年度中に、その後、個別の施設計画を策定していくこととなるが、その計画の中で各施設についての統廃合等の必要性について検討していく。

修繕の優先順位等については全庁で検討していく必要があると考えるが、所管課とも引き続き調整を図っていく。

(島村生涯学習部長)

ファシリティマネジメントとの係わりについて、具体的に伺いたい。

(担当課：村山)

基本的には同じものである。ファシリティマネジメントの中で修繕計画を作るとしているが、これは平成28年度に策定する個別の施設計画と同様のものである。つまり、総合管理計画を進めることが、ファシリティマネジメントだと言える。

(田中副市長)

来年度に策定する計画では、効率的な維持管理や、経済性を考慮した修繕計画の必要性、不必要な施設についての解体売却など、方針を立てることが主な内容となる。将来的に総床面積を減少させるのであれば、施設の統廃合や集約が考えられるが、そのような方向性が示され、個別の施設の具体的な内容については、その後策定していくとのこ

とである。

他に意見等がなければ、修正を加えて庁議にかけることとする。

**【結果】**

- ・一部修正の上、庁議に諮ることとする。

5 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）について

**【説明】**

(担当課：堤田)

本条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで、厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援の基準等について、厚生労働省令に従い又は、省令を参酌し、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例として制定するものである。

条例の制定に当たり、従うべき基準とされている項目については、全て省令に準じた基準を定めている。

その他については、参酌すべき基準とされている。その中で、本市独自案として、新規条例の第31条の記録の整備について、厚生労働省令では、記録の保存年限をその完結の日から2年間とされているが、過払い等に対する介護報酬の請求に関する消滅時効が5年間であることから、記録の保存年限をその完結の日から5年間と定めている。

その他については、全て省令に準じて定めている。

**【意見等】**

(島村生涯学習部長)

第33条については第28号までであるが、厚労省の省令では第26号までとなっている。また、第28号の文末について、しなくてはならない、ではなく、努めるに留めることでよいか。

(担当課：堤田)

第33条の第27号、第28号については、昨年12月に省令の改正があり、追加されたものであり、そのまま参酌し定めている。

(佐藤市民環境部長)

第31条の記録の整備について、省令では2年間であるところを本市では5年間としているが、介護報酬の請求があった場合、5年間は支払いをしなければならないということか。

(担当課：堤田)

市が保険者として請求できるのが5年間、との意味である。

(佐藤市民環境部長)

それでは、請求のために記録が必要となるので5年間としたのか。

(担当課：堤田)

国の省令では2年間が時効となっているが、介護報酬として請求するのではなく、地方自治法を根拠に市町村が請求するのであれば時効は5年間であるので、今回、記録の保存年限を5年間とした。

過払いについては地方自治法を根拠に5年間、その他の報酬については介護保険法上の2年間が時効となる。各自治体において条例に落とす場合に、各自治体の過半数は2年間を5年間としている。

(佐藤市民環境部長)

介護報酬については、地方自治法が適用されるのか。

(担当課：堤田)

地方自治法が適用される。

(田中副市長)

参酌基準が明確であるので、それに則り、また、修正が必要な部分は修正のうえで庁議に諮ること。

(担当課：堤田)

最新の1月13日号の省令の改正に合わせ、庁議では修正した案を提出する。

#### 【結果】

- ・一部修正の上、庁議に諮ることとする。

#### 6 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）について

#### 【説明】

(担当課：堤田)

本条例については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、厚生労働省令に従い又は省令を参酌し市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例として制定するもの。

条例の制定に当たり、職員の基準及び当該職員の員数については従うべき基準としており、その他については参酌すべき基準とされている。

厚生労働省令には、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合の職員の配置規準がないため、朝霞市の独自基準として、条例第4条第3項として、6,000人を超える場合には、2,000人ごとに、第4条第1項各号に定める職員のうち1名を増加する旨の規定を設けている。

**【意見等】**

(小林総務部長)

独自基準について、本市単独での定めなのか。省令では第1号被保険者6,000人以上の基準がないにも関わらず、本市にはあるというのほどのような状況であるのか。

(担当課：堤田)

省令上は1の地域包括支援センターについては3,000人から6,000人が基準とされており、その部分については職員の配置基準を各号に掲げる者として3人との規定があるが、6,000人を超える場合については定めがなく、その場合には3職種の定められた基準を参考に適切な職員を配置する、とのQ&Aは示されている。

市内で6,000人を超える可能性のある地域包括支援センターは、内間木苑の圏域であるが、間もなく6,000人を超えるだろうと考えられるので、その基準を加えている。

他市については、2,000人に1人としているところもあり、恐らく6,000人で3人であるので、割合としてそのように定めたのであろうと考えられる。

(田中水道部長)

6,000人を超える定めがないということは、地域包括支援センターが本市に不足しているとは考えられないか。

(担当課：堤田)

地域包括支援センターの設置については、人口20,000人から30,000人に対し1ヵ所が厚労省の基準であるが、第1号被保険者に対してはこの6,000人未満の基準しかない。

本市は高齢化率が低いのだが、内間木は圏域も広く設定しており、今後基準を超えるとみられるため、6,000人以上の基準を設定しておく必要があると考えている。

(小林総務部長)

従うべき基準の中のひとつが独自基準となっていること自体、問題がないのかどうか伺いたい。

(藪塚健康づくり部長)

6,000人を超える可能性があるのが内間木苑の圏域であるが、この圏域を分割し市内の圏域を増やす方法もひとつはある。本来はそれが望ましいとも考えられるが、まもなく6,000人を超える可能性があるため、まずは条例上手当てをしておかなければならない。

(田中副市長)

条例上盛り込むことに異論はないが、将来的に地域包括支援センターを適正配置しなければならない時期が必ず来るといことは見込んでおかなければならない。

(担当課：堤田)

現在策定中の、平成27年度から平成29年度の計画、第6期高齢者支援計画においては、期間中に区割りもしくは圏域の見直しを行うこととしている。

(佐藤市民環境部長)

第4条の職員について、それぞれの職種から1人ずつとあるが、4人以上を配置しているところについてはどうなるのか。

(担当課：堤田)

省令で定める3職種に加え、本市ではケアマネージャーと事務職員として1人配置している。

(田中副市長)

その他なければ、原案のとおり庁議に諮ることとする。

#### 【結果】

- ・原案のとおり、庁議に諮ることとする。

### 7 朝霞市景観条例（案）について

#### 【説明】

(担当課：中村)

朝霞市景観条例について、概要の説明の前に、景観条例に記載されている景観計画及び景観行政団体とは何かについて説明する。

景観計画とは、景観計画の適用を受ける景観区域や景観区域における景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針などを定めたもの。

一方、景観条例は良好な景観の形成のため、景観計画に定められている方針や制限等を実行するために必要な事項である、具体的な届出行為や届出の適用除外項目、変更命令の対象となる行為、勧告、命令の手続き、景観審議会の設置などについて定めたものである。

また、景観行政団体とは、景観法に基づき良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体をいい、都道府県、政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となる。その他の市町村は都道府県との協議を経て、景観行政団体となる。

景観条例と一体的運用となる朝霞市の景観計画の概要についてだが、本市の景観計画では、朝霞市の自然、歴史文化、風土や風景などを守るとともに、良好な景観をつくり、地域の財産を育てていくことで、市民の方が今後も住み続けたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるため、策定するもの。

景観づくりを通して、まちづくりを進めるに当たっては、基本理念、景観づくりから始める 選ばれるまち 朝霞と設定した。

また、基本理念を具体的に実現するため、関連計画から抽出したキーワードをもとに、4つの基本方針を設定している。

景観づくり施策の展開であるが、良好な景観づくりを推進していくため、建築物の建築行為にあっては、周辺の景観に配慮することが求められる。本計画では、市内を3つの景観ゾーンに区分し、各ゾーンにおける一定規模の行為を届出対象行為として

位置づけ、届出制度を活用し、周辺の景観に配慮した景観づくりを誘導している。

具体的には、市内を、水と緑を活かすゾーン、安全で快適な住まいゾーン、商業にぎわいゾーンに分け、それぞれのゾーンごとに建築等の際に届出をしてもらい、良好な景観づくりを誘導するものである。

また、色彩においてもゾーンごとに色彩基準を設け、誘導を図っていきたいと考えている。

続いて朝霞市景観条例について、まず、条例制定の動機としては、景観まちづくりに対する重要性や制度を整備する必要性が高くなっていることから、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画に朝霞らしい景観づくりのため、平成27年度末までに景観行政団体へ移行すると基本方針に位置づけられている。

景観行政団体へ移行後は、独自の景観計画を策定し景観行政を行うため、景観計画に実効性を持たせる条例を制定するものである。

景観条例は、本市の自然、歴史、文化、生活と調和した、良好な景観の形成を図ることで、市民の誇りと愛着を育て、住みたい、訪れたいと感じられるまちの実現に寄与することを目的としている。

条例の概要であるが、景観計画に位置づける建築等の行為に対する届出、届出に係る勧告・罰則、景観重要建造物及び樹木、景観審議会、市民などとの協働による景観の形成等について規定している。

また、市民との協働による景観の形成は、景観法で必ず位置づけるものではなく、本市独自の施策として景観づくり団体、景観づくり協定、あさか景観資源、景観づくり市民サポーター、表彰、景観アドバイザー等を行うことを盛り込んでおり、決め細やかな条例となっている。

今後のスケジュールについて、条例案を3月議会に上程後、朝霞市が景観行政団体になるために必要な手続きとして4月1日に告示を行い、30日後の5月1日に景観行政団体へ移行となる。

その後、5月上旬に第10回景観計画策定委員会を開催し、景観計画の素案を審議し、パブリックコメントを予定している。

8月に、都市計画審議会の意見聴取及び第11回景観計画策定委員会を開き10月1日に景観計画の告示を行い、半年間の周知期間を経て平成28年4月1日に景観計画の施行を予定している。

#### 【意見等】

(内田監査委員事務局長)

第3条に市が先導的な役割を果たすとあるがどのような意味か、イメージを詳しく説明してほしい。

(担当課：中村)

景観計画についての財源としては、みどり公園課の所管する朝霞しみどりの基金の条例を一部改正し、景観づくりに関することについても使えるような内容としたいと考えている。

基金の原資として、一般財団法人民間都市開発推進機構からの補助を受け、第26条に位置づけている景観づくり団体などの活動支援などを行っていきたいと考えている。

(内田監査委員事務局長)

平成28年4月1日に景観計画が施行されるとのことで、告示が10月で半年間の周知を行うとのことであるが、まちの発展の中には開発等も必要で、その点では民間に対してある程度の制約となってくると思われる。その意味では、市民や事業者に対しての丁寧な周知が必要である。現時点での考えがあれば伺いたい。

また、第21条の景観重要樹木については、市で指定するのか。保護樹木と保護地区に対しての助成があるが、そちらとの調整はどのように行うのか。

(担当課：中村)

周知については、10月の告示の後、住民説明会を開催したいと考えている。また、窓口、広報、ホームページはもとより、事業主に対しても、不動産業界などの関係団体に対し広く周知していく。

(担当課：塩野)

景観重要樹木については、みどりの基本計画、文化財課との連携を取りながら進めて行きたい。

(都市建設部長)

保護樹木については市で指定し、管理費用として若干の助成をしているところである。景観重要樹木は、この保護樹木のうち特に市の景観上重要なものを指定することで、さらに保全の枠組みを被せるようなイメージである。したがって、保護樹木の中から選ばれる可能性が高いと想定している。

(田中副市長)

その他なければ、原案のとおり庁議に諮ることとする。

#### 【結果】

- ・原案のとおり、庁議に諮ることとする。

#### 【閉会】